

議案第七十七号

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年十一月二十七日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例

杉並区立図書館条例（昭和五十七年杉並区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「杉並区立図書館」の下に「（以下「図書館」という。）」を加える。

第六条中「杉並区教育委員会規則」を「委員会規則」に改め、同条を第十五条とする。

第五条を第九条とし、同条の次に次の五条を加える。

（指定管理者による管理）

第十条 委員会は、図書館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる事業に関する業務

二 第四条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、利用者が指定管

理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、図書館の利用を制限し、又は停止すること。

三 図書館の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第十一条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、委員会規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 図書館の効用を最大限に発揮するとともに、教育及び文化の発展を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、委員会規則で定める基準

（指定管理者の告示）

第十二条 委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、委員会規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

（協定の締結）

第十四条 委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
 - 二 個人情報情報の取扱いその他の図書館の管理の基準に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項
- 第四条を第八条とする。

第三条中「十名以内」を「十三名以内」に改め、同条を第七条とする。

第二条中「図書館法第十四条」を「図書館運営における区民の参画を推進し、透明性を確保するとともに、図書館サービスの一層の向上を図るため、図書館法第十四条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第一条の次に次の四条を加える。

（事業）

第二条 図書館は、次の事業を行う。

一 図書館法第三条各号に掲げる事項に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

（休館日及び開館時間）

第三条 図書館の休館日及び開館時間は、杉並区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

（利用の制限等）

第四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を制限し、又は停止することができる。

一 図書館の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼしたとき。

二 委員会の指示に違反したとき。

三 災害その他の事故により図書館の利用ができなくなつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めたととき。

（損害賠償の義務）

第五条 利用者は、図書館の資料、施設、設備等に損害を与えた場合は、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定（同条を第七条とする部分を除く。）及び第二条の改正規定（同条を第六条とする部分を除く。）は、平成十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

図書館に指定管理者制度を導入するとともに、図書館協議会の委員の定数を変更する等の必要がある。

杉並区立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(設置)

第一条 杉並区に図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十条の規定に基づき、杉並区立図書館（以下「図書館」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
略	略

(事業)

第二条 図書館は、次の事業を行う。

- 一 図書館法第三条各号に掲げる事項に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

旧 条 例

(設置)

第一条 杉並区に図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十条の規定に基づき、杉並区立図書館を次のとおり設置する。

名 称	位 置
略	略

（休館日及び開館時間）

第三条 図書館の休館日及び開館時間は、杉並区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

（利用の制限等）

第四条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の利用を制限し、又は停止することができる。

一 図書館の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼしたとき。

二 委員会の指示に違反したとき。

三 災害その他の事故により図書館の利用ができなくなつたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めたととき。

（損害賠償の義務）

第五条 利用者は、図書館の資料、施設、設備等に損害を与えた場合は、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならぬ。

い。ただし、委員会がやむを得ない理由があるとき、その額を減額し、又は免除することができる。

(協議会の設置)

第六条 図書館運営における区民の参画を推進し、透明性を確保するとともに、図書館サービスの一層の向上を図るため、図書館法第十四条第一項の規定に基づき、杉並区立中央図書館に杉並区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第七条 協議会の委員の定数は、十三名以内とする。

(委員の任期)

第八条 略

(会議の公開)

第九条 略

(指定管理者による管理)

第十条 委員会は、図書館の設置の目的を効

(協議会の設置)

第二条 図書館法第十四条

の規定に基づき、杉並区立中央図書館に杉並区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第三条 協議会の委員の定数は、十名以内とする。

(委員の任期)

第四条 略

(会議の公開)

第五条 略

果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる事業に関する業務

二 第四条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、利用者が指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、図書館の利用を制限し、又は停止すること。

三 図書館の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第十一条 委員会は、指定管理者を指定しよ

- うとするときは、委員会規則で定める方法によるものとする。
- 2| 指定管理者としての指定を受けようとするものは、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。
- 3| 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認めるものを、区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
- 一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。
- 二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。
- 三 図書館の効用を最大限に発揮するとともに、教育及び文化の発展を図ることができること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、委員会規

則で定める基準

(指定管理者の告示)

第十二条 委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、委員会規則で定めるところにより、管理の業務に關し事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならぬ。

(協定の締結)

第十四条 委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 管理の業務の実施及びその報告に關す

る事項

二 個人情報取扱のその他の図書館の管理の基準に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、図書館の管理に関する必要な事項

(委任)

第十五条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会規則で定める。